

秘密、公開、限定開示と confidentiality

2013年7月2日

林 紘一郎

情報セキュリティ大学院大学

本講演の要点

- 「完全な秘密」は存在しない(誰も秘密であることさえ知らないとしたら、情報の価値はゼロだから)
- 「完全な公開」も存在しない(あらゆる人間に知らせることは、強制力をもって也不可能だから)
- すると、世の中に存在する情報はすべて、「完全な秘密」と「完全な公開」の両極端を挟んだスペクトラムのどこかに位置する、「限定開示情報」ということになる
- 秘匿性の強度は、confider(情報の付託者)とconfidant(情報の受託者)の格や関係の強さと、それぞれの人数などの関数である
- この関数を定めるには、「限定開示情報」を法の客体として「実体論」的に捉えるよりも、confider と confidant の間の「関係論」として捉えた方がよい
- 秘匿性の強度が、経済学的には「情報の価値」と近似だとすれば、情報に関する主観的価値を、客観化する仕組みが必要である

Confidential

Confidential 【形容詞】

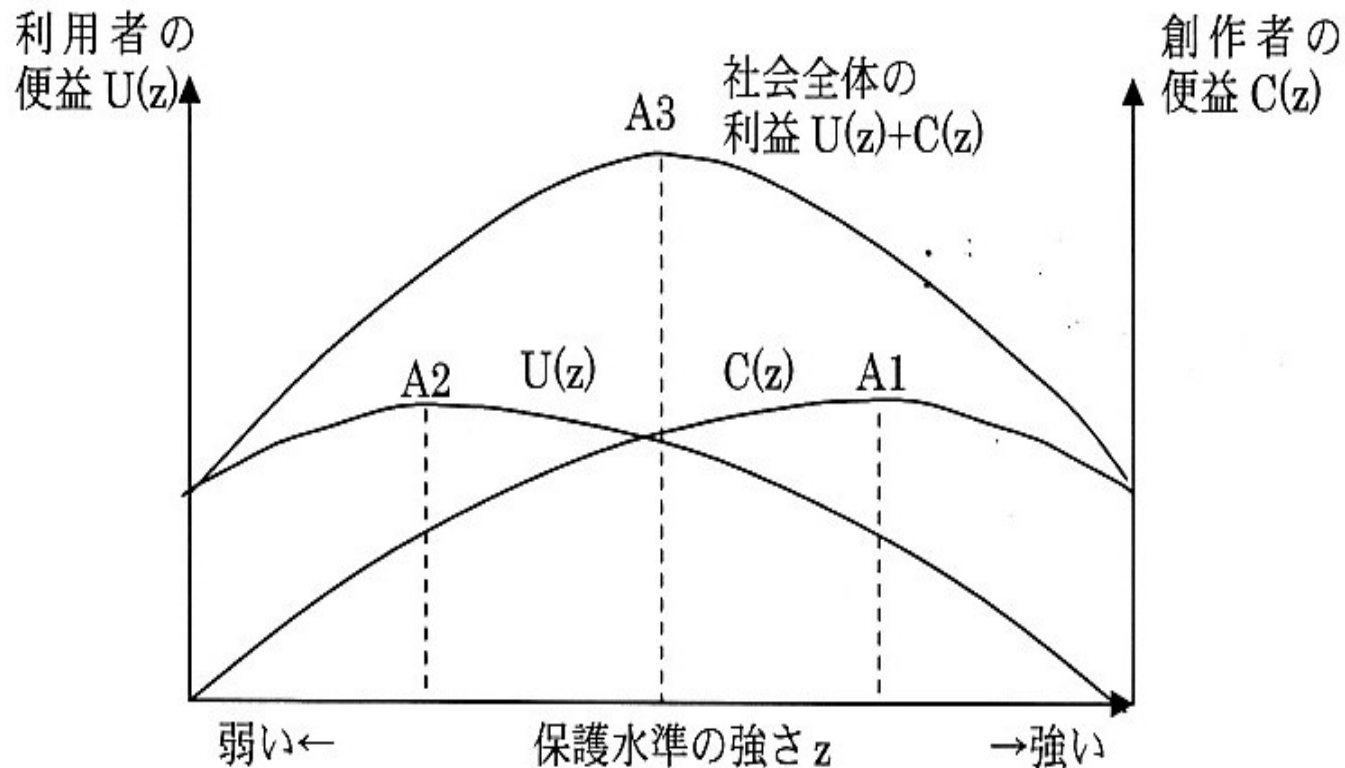
- 1 「制限された」よりも上で、「秘密」よりも下である書類の公的分類レベル
(the level of official classification for documents next above restricted and below secret)
- 2 信頼あるいは親密さを示すさま (denoting confidence or intimacy)
a confidential approach 秘密のアプローチ
- 3 (情報について)信用して、あるいは秘密裡に与えられた ((of information) given in confidence or in secret)
this arrangement must be kept confidential この取り決めは、秘密にしておかれない
- 4 個人的な情報や他人の秘密を打ち明けられる (entrusted with private information and the confidence of another)
a confidential secretary 秘密の秘書

日本語WordNet(英和)を一部修正



独立行政法人
情報通信研究機構

著作物の保護と利用のバランス



出典: 田中・林(編)[2008] P.12

特許と営業秘密

評価項目	特許	営業秘密
権利の設定	情報を開示した上で、法律で守られる	情報を自ら秘匿する努力を要する
権利存続期間	出願後20年	秘匿に成功し続ければ、いつまでも秘密を守れる
権利の内容	侵害(見なし侵害)行為の差止と損害賠償	国家による保護は無い
情報の開示義務	出願後18ヶ月で公開される(出願公開)	公開しなくて良い
取得と維持の費用	特許料が必要で逦増制	秘匿費用がかかる
職務発明	発明者に帰属。「相当な対価」が高額化	社内規定如何による

プライバシーについても



ハプスブルグ家の
検閲=『禁書目録』
がベストセラーに
(菊池良生 [2013]
『検閲帝国ハプスブルグ』河出書房)



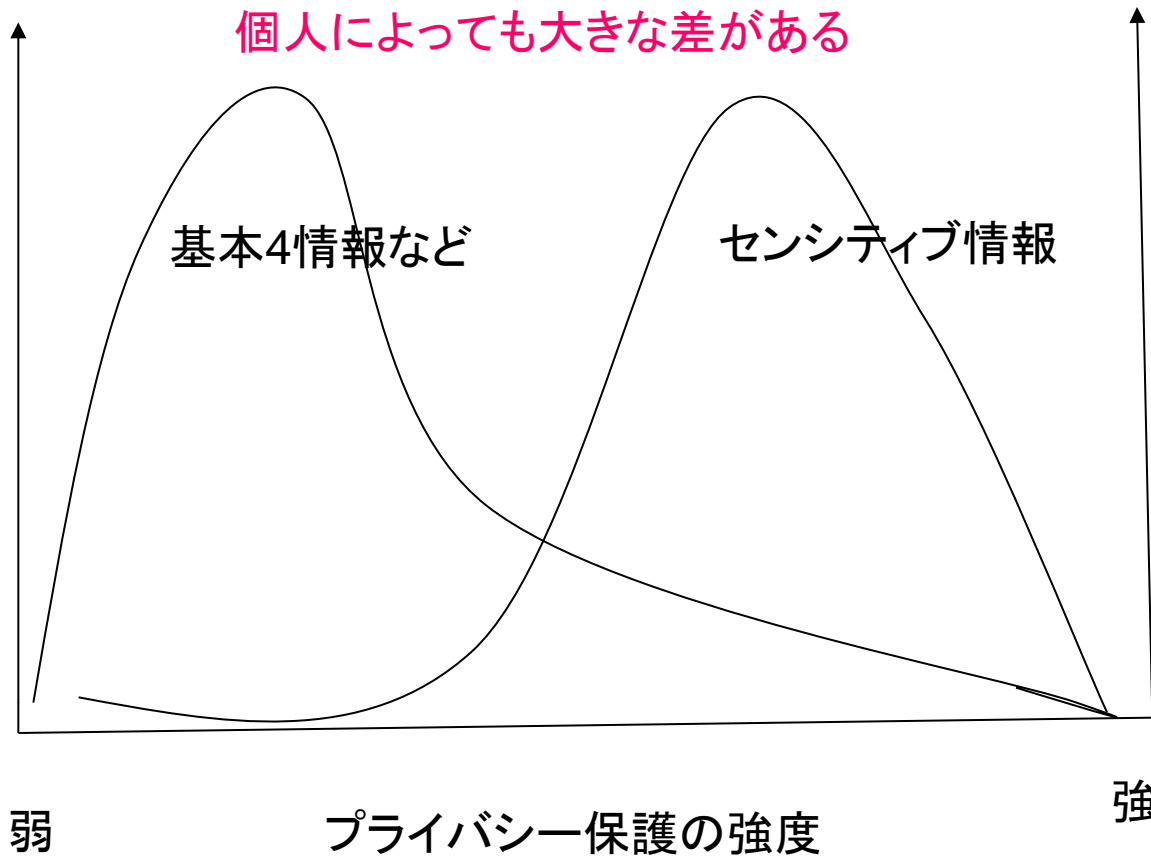
クリック **なか見!** 検索



ビッグデータと程よいプライバシー

「プライバシー保護」の強度

社会全体の便益



ビッグデータと程よいプライバシー

基礎知識：権利に関する Calabresi & Melamed 論文

	Property Rule	Liability Rule
Entitlement (Endowment)	事前	事後
Scope of effect	対世効	関係当事者間(と第三者)
Remedy	差止と損害賠償	損害賠償(と差止)
Damages, if deemed as an ordinary trade	Property owner が決定	裁判所が決定
Discretion of court	あまり広くない	かなり広い

プライバシーは権利か？

- EUもアメリカも、表面上は「人格権の一種」としている
- しかし、EUがそれを額面どおり捉えているのに対して、アメリカでは alienable なもの（つまり「売ってもよいもの」=property）と考えている
- 「自己情報コントロール権」は、アメリカ的に捉えれば、他の財産権と変わるところがなくなる（アメリカでは著作権は財産権で、人格権は実質的に存在しない）
- 自己情報コントロール権には、以下のような欠陥もある。
 - ①コントロールは手段であって保護の内容や権利ではない、②情報と情報主体との関係は多様でパターン化しにくい、③権利内容を事前に細部まで設定できるという誤解に基づいている、④技術的にコントロールできるという実効性の保証がない、⑤プライバシー侵害の防止に傾きやすく情報の円滑な利用を阻害する恐れがある、⑥実定法上の根拠が明確でない、⑦コントロールを徹底すれば財産権的色彩（排他性）が強くなり弊害（タックス・ヘイブンなど）が生ずるが、そのことに気づいていない。

情報窃盗のアノマリー

- 有体物である「物」に対する基本的権利は、所有権です。
- 所有権を侵害から守る基本の1つは、それを盗んだ場合に、国家が「窃盗罪」として処罰してくれることです。刑法235条(窃盗):他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ここで「財物」とは、何でしょうか?また、電気は「財物」と見なされますが、「情報」はどうでしょうか?また「みなす」とは、どういう意味でしょうか?情報は「電気」と同様に扱われるのでしょうか?それとも、「電気」とは反対の扱いを受けるのでしょうか?刑法245条(電気):この章の罪については、電気は、財物とみなす。

以上を踏まえて、以下の行為は刑事的に違法(刑罰が科せられる)でしょうか?

- 電車で座っているときに、隣の人が読んでいる新聞を、盗み見する。
- 観光ツアーの一団の後部に密かに加わり、ガイドの案内を盗み聞きする。
- 試験において、隣の人答案を書き写す。
- 社員として勤務中に、発注先から預かった個人情報、友人に漏らす。
- 社員として勤務中に、「営業秘密」(社外秘)として管理されている情報を、ライバルの会社に漏らす。
- 書店に行って、他人の著作からレポートに役立つ部分を書き写す。あるいは、カメラ付き携帯で写し取る。
- カリスマ美容師に弟子入りして、ノウハウを盗む。あるいは、ビデオに収録する。
- USBメモリーを盗んだが、肝心の情報には暗号がかかっている、読めなかった。

プライバシーは「秘密」の一種である

- プライバシーは、守りたい人が秘匿する努力をしなければ守れない
 - 国家に守ってもらうことは、自律と矛盾する
 - 「自己情報コントロール権」は、property を目指すものだが、実効性がな
いし、本当の property なら人格権ではなくなる
 - 換言すれば、Calabresi and Memaled 流には、property ではなく、
liability rule で守られるに過ぎない
- ↓
- 秘密の保有者による分類: ① 政府の秘密、② 法人の秘密 (= 営業秘密)、
③ 個人の秘密 (= プライバシー)
 - 特定の職業従事者の秘密: 医師・弁護士・僧侶などの守秘義務 (刑法
134条)
 - 通信 (プロセス) の秘密: 信書の開封 (刑法133条)・電気通信の秘密保持

↓

これらを通底する基本理念を探求すべき!

プライバシーと confidentiality

区分	プライバシー	confidentiality
権利の特徴	基本的人権、個人主義	confider と confidant の間の関係を重視
実定法上の位置	人格権	契約上の権利
違反行為に対する救済	被害者は差止と損害賠償を請求できる	債務不履行責任 (breach of confidence) を追及できるが、差止は条件次第
第三者効	故意又は過失によってプライバシーを侵害した第三者にも及ぶ	故意又は過失によって情報を漏洩又は開示した者の責任を追及できる

Confidentiality の要件

- ① Inaccessible
- ② Limited publicity (audience, subject)
- ③ Contextually confidential
- ④ Substantial (useful?)
- ⑤ Identifiable (specifiable)
- ⑥ Express claimer, not indispensable

Source: Gurry, Francis [1984] “Breach of Confidence”,
Clarendon Press

Property Talk を自制し、タテとヨコにアンバンドリングせよ

伝統的世界から新しい世界へ

対公権力

私人間関係



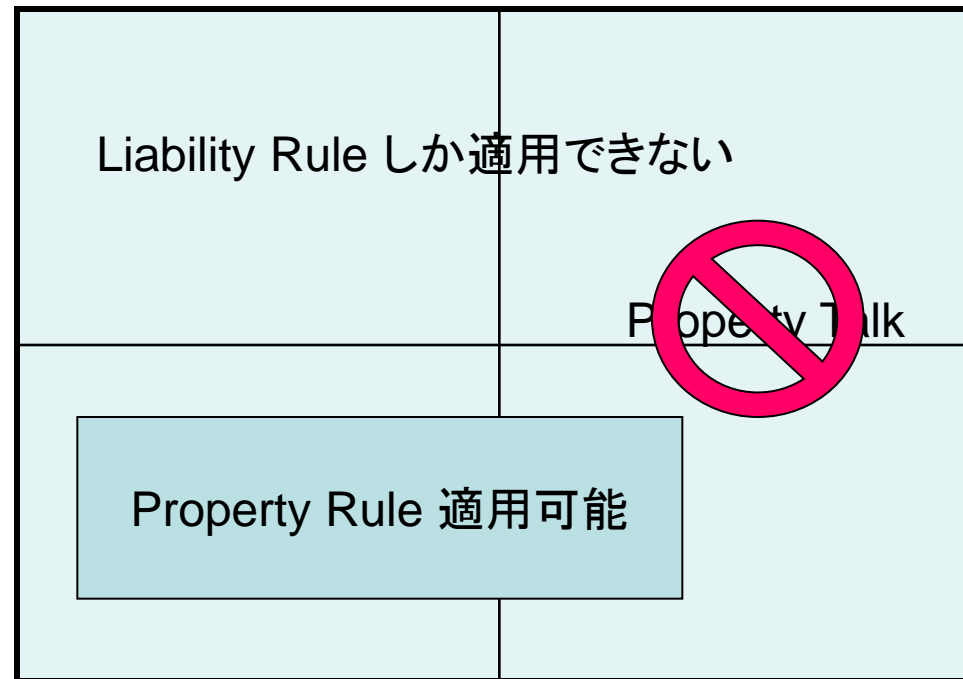
意味論の世界

プライバシー



シャノンの世界

個人データ



疫学の必要性

IPA(情報処理推進機構)の調査によるプライバシーの選好順位(2010年8月13日公表)

「多くの回答者が利用のために必要な条件はプライバシー保護であると答えますが、選好順序の分析では、経済的価値やコスト、サービス内容、プライバシーの選好順序を持つことがわかりました。例えばセキュリティ確保のためであれば、プライバシー情報を提供することをいとわないという状況も存在していることがわかりました。」

<http://www.ipa.go.jp/security/economics/report/eid201008.html>

Krombholz et.al によるフェイスブックの成りすまし実験

‘Even though they are aware of the fact that some profiles contain fake information, they believe that their interaction partners indicate personal information correctly on their profiles. This shows that common Facebook users with even a lot of experience in online communication can have difficulties identifying fake profiles.’

Katharina Krombholz, Dieter Merkl, and Edgar Weippl [2012] ‘Fake Identities in Social Media: A Case Study on the Sustainability of the Facebook Business Model’ “Journal of Service Science Research” 2012-4

私の関連文献

- 林紘一郎 [2001]「情報財の取引と権利保護」(奥野正寛・池田信夫編)『情報化と経済システムの転換』東洋経済新報社
- 林紘一郎 [2005]「『秘密』の法的保護と管理義務:情報セキュリティ法を考える第一歩として」『富士通総研研究レポート』富士通総研経済研究所 No.243, 2005年10月
- 林紘一郎 [2010]「著作権(著作物)とProperty, Property Rule, そしてProperty Theory」『アメリカ法』2010-1、日米法学会
- 林紘一郎 [2011a]「情報法の客体論:『情報法の基礎理論』への第一歩」『情報通信学会誌』Vol. 29, No. 3
- 林紘一郎 [2011b]「シャノンからグーグルへ—ある法学者の独り言—」『CIAJ JOURNAL』 2011年3月号
- 林紘一郎 [2012]「Privacy と Property の微妙なバランス: Post 論文を切り口にして Warren and Brandeis 論文を読み直す」『情報通信学会誌』Vol. 30, No. 3
- 林紘一郎 [2013a]「ITリスクに対する社会科学統合的接近」佐々木良一(編著)『ITリスク学:情報セキュリティを超えて』共立出版
- 林紘一郎 [2013b]「『個人データ保護』の法益と方法の再検討:実体論から関係論へ」『情報通信学会誌』に投稿中